

貨物利用運送事業法に係る法令遵守状況チェックシート(第一種貨物利用運送事業)

利用する運送機関の種類： 海運(内航・外航) 航空(国内・国際) 鉄道 自動車

確認項目	チェック欄			対応	留意点	法令該当条項 (条-項)
	対応済	未対応	該当なし			
利用する運送機関の種類				変更登録	利用運送事業者が他の利用運送事業者を利用する場合においても、自社が登録を受けている運送機関の範囲内でしか利用運送事業者を利用できない。 (例：鉄道利用運送のみの登録を受けている利用運送事業者は、他の利用運送事業者に海運、航空や自動車に係る利用運送の委託をしてはならない。)	法7-1
利用運送の区域又は区間						
業務の範囲						
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更				変更届出	これらを変更する場合には、変更日から30日以内に届け出ること。	法7-3
主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地の変更						
事業の経営上使用する商号の変更						
利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要					届出事由が発生した後、遅滞なく届出を行う。	施行規則49
保管施設の概要						
法人の役員又は社員の変更					遅滞なく届出。(代表権が無い役員又は社員の変更の場合は、毎年7月31日まで)	
第一種貨物利用運送事業者である旨				事業(附帯する業務を含む)の種別等の掲示	主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、以下の場合を除き、自社のウェブサイト(インターネット)による掲示をしなければならない。 ① 貨物利用運送事業に従事する従業員※の数が20人以下の場合 ※専従する者の数は各モードを含めた貨物利用運送事業全体でカウントする ② 自ら管理するウェブサイトを持っていない場合	法9 施行規則13 法18-3
利用運送機関の種類						
運賃及び料金(個人(事業として又は事業のための運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)						
利用運送約款						
利用運送の区域又は区間						
業務の範囲						
毎事業年度の経過後100日以内に事業報告書、毎年7月10日までに事業実績報告書をそれぞれ提出 (なお、事業実績がない場合であっても、事業報告書及び事業実績報告書を報告する必要がある)				事業報告書及び事業実績報告書の提出	期限内に提出すること。 当省HPより、報告書様式(excel形式)を入手可能。 http://www.mlit.go.jp/seisaku/tokatsu/freight/butsuryu05400.html	法55-1 報告規則2

確認項目	チェック欄			対応	留意点	法令該当条項 (条-項)
	対応済	未対応	該当なし			
利用運送約款における以下の変更				利用運送約款の変更認可	変更を必要とする理由等を記載した「利用運送約款変更認可申請書」を提出すること。 (施行規則11)	法8-1 施行規則12
・利用運送機関の種類						
・運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項						
・利用運送の引受けに関する事項						
・受取、引渡し及び保管に関する事項						
・損害賠償その他責任に関する事項						
・その他利用運送約款の内容として必要な事項						
運賃、料金の変更				運賃及び料金の届出	変更後30日以内に、変更した運賃・料金の額等を記載した「運賃料金変更届出書」を提出すること。	報告規則3
他の運送事業者と設備の共用又は共同経営に関する協定その他の運輸に関する協定の変更				運輸に関する協定の変更届出	連絡運輸等に係る協定の変更は、変更しようとする協定の主な内容等を記載した「協定変更届出書」を提出すること。(施行規則14)	法11
事業を譲渡し、又は第一種貨物利用運送事業者について相続、合併若しくは分割				承継の届出	第一種貨物利用運送事業者の地位を承継した者は、承継日より30日以内に届け出ること。	法14
事業の廃止				事業の廃止の届出	事業廃止日から30日以内に届け出ること。	法15

貨物利用運送事業法に係る法令遵守状況チェックシート(第二種貨物利用運送事業)

利用する運送機関の種類: 海運(内航・外航) 航空(国内・国際) 鉄道

確認項目	チェック欄			対応	留意点	法令該当条項 (条-項)
	対応済	未対応	該当なし			
事業計画の以下の変更				変更認可	利用運送事業者が他の利用運送事業者を利用する場合においても、自社が許可を受けている運送機関の範囲内でしか利用運送事業者を利用できない。 (例: 鉄道利用運送のみの許可を受けている利用運送事業者は、他の利用運送事業者へ海運、航空や自動車に係る利用運送の委託をしてはならない。)	法25-1 施行規則20
・利用する運送機関の種類						
・利用運送の区域又は区間						
・業務の範囲						
集配事業計画の以下の変更						
・貨物の集配の拠点						
・集配営業所の位置(自社集配)				変更届出	事前届出 (変更しようとする事項等を記載した「集配事業計画変更事前届出書」を提出すること。)	法25-3 前段 施行規則21
・貨物を自社集配する場合に、各営業所に配置する事業用自動車の数(利用運送機関の種類の変更に伴うもの)						
・自動車庫の位置及び収容能力(自社集配)					事後届出 (変更した事項等を記載した「事業計画変更事後届出書」又は「集配事業計画変更事後届出書」を遅滞なく届け出ること。)	法25-3 後段 施行規則22
・乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力(一般又は特定貨物併用以外の場合(自社集配))						
集配事業計画の以下の変更						
・各営業所に配置する事業用自動車(貨物の自社集配用自動車)の数の変更(利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外)						
事業計画の以下の変更(軽微な事項)						
・主たる事務所の名称及び位置						
・営業所の名称及び位置						
・貨物の保管施設の概要(保管体制を要する場合のみ)						
・利用する実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要						
・貨物の受取を他者委託する場合は、受託者の氏名、名称及び住所。受託者が法人の場合は、代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置						
集配事業計画の以下の変更(軽微な事項)						
・貨物の集配を行う地域						
・集配営業所の名称及び位置(自社集配の営業所の位置を除く)						
・貨物の集配を他者委託する場合は、その受託者の氏名又は名称及び住所。受託者が法人の場合は、代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者の集配事業用自動車の数						

確認項目	チェック欄			対応	留意点	法令該当条項 (条-項)
	対応済	未対応	該当なし			
休止していた事業を再開した場合					届出事由が発生した後、遅滞なく届出を行う。 遅滞なく届出。(代表権が無い役員又は社員の変更の場合は、毎年7月31日まで)	施行規則49
氏名若しくは名称、住所又は国籍の変更						
法人の役員又は社員の変更						
第二種貨物利用運送事業者である旨				事業(附帯する業務を含む)の種別等の揭示	主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、以下の場合を除き、自社のウェブサイト(インターネット)による掲示をしなければならない。 ① 貨物利用運送事業に従事する従業員※の数が20人以下の場合 ※専従する者の数は各モードを含めた貨物利用運送事業全体でカウントする ② 自ら管理するウェブサイトを持していない場合	法27 施行規則25 法34-2
利用運送機関の種類						
運賃及び料金(個人(事業として又は事業のための運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)						
利用運送約款						
利用運送の区域又は区間						
業務の範囲						
貨物の集配の拠点						
毎事業年度の経過後100日以内に事業報告書、毎年7月10日までに事業実績報告書をそれぞれ提出 (なお、事業実績がない場合であっても、事業報告書及び事業実績報告書を報告する必要がある)				事業報告書及び事業実績報告書の提出	期限内に提出すること。 当省HPより、報告書様式(excel形式)を入手可能。 http://www.mlit.go.jp/seisaku/tokatsu/freight/butsuryu05400.html	法55-1 報告規則2
利用運送約款における以下の変更				利用運送約款の変更認可	変更を必要とする理由等を記載した「利用運送約款変更認可申請書」を提出すること。 (施行規則24-1(施行規則11及び12の準用))	法26-1 施行規則24
・利用運送機関の種類						
・運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項						
・利用運送の引受けに関する事項						
・受取、引渡し及び保管に関する事項						
・損害賠償その他責任に関する事項						
・その他利用運送約款の内容として必要な事項						
運賃、料金の変更				運賃及び料金の届出	変更後30日以内に、変更した運賃・料金の額等を記載した「運賃料金変更届出書」を提出すること。	報告規則3
事業を譲渡し及び譲受け、又は第二種貨物利用運送事業者たる法人の合併及び分割				承継(事業譲渡・譲受等)の認可	譲渡譲受の場合には、「譲渡譲受認可申請書」を、法人の合併又は分割の場合には、「合併(分割)認可申請書」を提出すること。	法29
相続人が被相続人の経営していた第二種貨物利用運送事業を引き続き経営する場合				相続の認可	被相続人の死亡後60日以内に認可を受けること。	法30
事業の休止又は廃止				事業の休止及び廃止の届出	事業休止又は廃止日から30日以内に届け出ること。	法31

確認項目	チェック欄			対応	留意点	法令該当 条項 (条-項)
	対応済	未対応	該当 なし			
運行管理者の選任または解任。事業用自動車の事故報告(特定第二種事業者)				届出	遅滞なく届出を行う。	法32
輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託(特定第二種事業者)				許可		
他の運送事業者と設備の共用又は共同経営に関する協定その他の運輸に関する協定の変更				運輸に関する協定の変更届出	連絡運輸等に係る協定の変更は、変更しようとする協定の主な内容等を記載した「協定変更届出書」を提出。	法34 (法11の準用)

貨物利用運送事業法に係る法令遵守状況チェックシート(外国人国際第一種貨物利用運送事業)

利用する運送機関の種類： 海運(外航) 航空(国際)

確認項目	チェック欄			対応	留意点	法令該当条項 (条-項)
	対応済	未対応	該当なし			
利用運送の区域又は区間				変更登録	利用運送事業者が他の利用運送事業者を利用する場合においても、自社が登録を受けている運送機関の範囲内でしか利用運送事業者を利用できない。 (例：外国人国際航空利用運送のみの登録を受けている利用運送事業者は、他の利用運送事業者へ海運(内航・外航)や鉄道、自動車に係る利用運送の委託をしてはならない。また、外国人等は国内航空に係る利用運送事業を行うことができない。) ※利用運送機関の種類の追加は、新たに登録を行う必要がある。	法39-1
業務の範囲						
法人の役員の氏名の変更				変更届出	変更した事項等を記載した「登録事項変更届出書」を、変更日から30日以内に届け出ること。	法39-1ただし書、39-3 施行規則34
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更						法39-3
主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地の変更						
事業の経営上使用する商号の変更					届出事由が発生した後、遅滞なく届出を行う。	施行規則49
利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要						
保管施設の概要						
国籍の変更						
法人の社員の変更					遅滞なく届出。(代表権が無い社員の変更の場合は、毎年7月31日まで)	
事業に附帯する業務				事業の種別等の 揭示	主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、以下の場合を除き、自社のウェブサイト(インターネット)による掲示をしなければならない。 ① 貨物利用運送事業に従事する従業員※の数が20人以下の場合 ※専従する者の数は各モードを含めた貨物利用運送事業全体でカウントする ② 自ら管理するウェブサイトを持していない場合	法44-3

確認項目	チェック欄			対応	留意点	法令該当条項 (条-項)
	対応済	未対応	該当なし			
毎事業年度の経過後100日以内に事業報告書、毎年7月10日までに事業実績報告書をそれぞれ提出 (なお、事業実績がない場合であっても、事業報告書及び事業実績報告書を報告する必要がある)				事業報告書及び事業実績報告書の提出	期限内に提出すること。 当省HPより、報告書様式(excel形式)を入手可能。 http://www.mlit.go.jp/seisaku/tokatsu/freight/butsuryu05400.html	法55-1 報告規則2
運賃、料金の変更				運賃及び料金の届出	変更後30日以内に、変更した運賃・料金の額等を記載した「運賃料金変更届出書」を提出すること。	報告規則3
事業の廃止				事業の廃止の届出	事業廃止日から30日以内に届け出ること。	法41

貨物利用運送事業法に係る法令遵守状況チェックシート(外国人国際第二種貨物利用運送事業)

利用する運送機関の種類: 海運(外航) 航空(国際)

確認項目	チェック欄			対応	留意点	法令該当条項 (条-項)
	対応済	未対応	該当なし			
事業計画における、「利用運送に関する事項を記載した計画」の以下の変更 ・利用運送の区域又は区間 ・業務の範囲 事業計画における、「貨物の集配に関する事項を記載した計画」の以下の変更 ・貨物の集配の拠点 ・集配営業所の位置(自社集配) ・自動車車庫の位置及び収容能力(自社集配) ・乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力(一般又は特定貨物併用以外の場合(自社集配))				変更認可	利用運送事業者が他の利用運送事業者を利用する場合においても、自社が許可を受けている運送機関の範囲内でしか利用運送事業者を利用できない。 (例: 外国人国際航空利用運送のみの許可を受けている利用運送事業者は、他の利用運送事業者に海運(内航・外航)や鉄道、自動車に係る利用運送の委託をしてはならない。また、外国人等は国内航空に係る利用運送事業を行うことができない。) ※利用運送機関の種類の追加は、新たに許可を受ける必要がある。	法46-2 施行規則40
事業計画(集配)の以下の変更 ・各営業所に配置する事業用自動車(貨物の自社集配用自動車)の数の変更 事業計画の以下の変更(軽微な事項) ・国内における主たる事務所の名称及び位置 ・国内における営業所の名称及び位置 ・貨物の保管施設の概要(保管体制を要する場合のみ) ・利用する実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要 ・貨物の受取を他者委託する場合は、受託者の氏名、名称及び住所。受託者が法人の場合は、代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置 事業計画(集配)の以下の変更(軽微な事項) ・貨物の集配を行う地域 ・集配営業所の名称及び位置(自社集配の営業所の位置を除く) ・貨物の集配を他者委託する場合は、その受託者の氏名又は名称及び住所。受託者が法人の場合は、代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者の集配事業用自動車の数				変更届出	事前届出 (変更しようとする事項等を記載した「事業計画変更事前届出書」を提出すること。) 事後届出 (変更した事項等を記載した「事業計画変更事後届出書」を提出すること。) 法46-4 施行規則41 法46-4 施行規則42	

確認項目	チェック欄			対応	留意点	法令該当条項 (条-項)
	対応済	未対応	該当なし			
氏名若しくは名称、住所又は国籍の変更					届出事由が発生した後、遅滞なく届出を行う。	施行規則49
法人の役員又は社員の変更					遅滞なく届出。(代表権が無い役員又は社員の変更の場合は、毎年7月31日まで)	
事業に附帯する業務				事業の種別等の 掲示	主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、以下の場合を除き、自社のウェブサイト(インターネット)による掲示をしなければならない。 ① 貨物利用運送事業に従事する従業員※の数が20人以下の場合 ※専従する者の数は各モードを含めた貨物利用運送事業全体でカウントする ② 自ら管理するウェブサイトを持していない場合	法49の3
毎事業年度の経過後100日以内に事業報告書、毎年7月10日までに事業実績報告書をそれぞれ提出 (なお、事業実績がない場合であっても、事業報告書及び事業実績報告書を報告する必要がある)				事業報告書及び事業実績報告書の提出	期限内に提出すること。 当省HPより、報告書様式(excel形式)を入手可能。 http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05400.html	法55-1 報告規則2
運賃、料金の変更				運賃及び料金の届出	変更後30日以内に、変更した運賃・料金の額等を記載した「運賃料金変更届出書」を提出すること。	報告規則3
運行管理者の選任または解任。事業用自動車の事故報告(特定第二種事業者)				届出	遅滞なく届出を行う。	法49
輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託(特定第二種事業者)				許可		
事業の廃止				事業の廃止の届出	事業廃止日から30日以内に届け出ること。	法48